

建築物耐震診断・耐震改修・建替え・簡易耐震改修助成制度の概要

三芳町では、いつ発生するかわからない大規模な地震に備え、安全な建築物の整備の促進を図るため、耐震診断費用、耐震改修費用、建替え費用、簡易耐震改修費用の一部を助成します。

1 助成対象

○耐震診断

- ・助成対象住宅は、町内に現存し、昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し、着工した戸建て住宅及び兼用住宅（以下「戸建て住宅等」という。）で、木造にあつては地階を除く階数が2階以下のもの。また、共同住宅及び長屋住宅（以下「分譲マンション等」という。）については、全戸数の半数以上に区分所有者が居住しているものが対象となります。
- ・助成対象者は、当該戸建て住宅等を所有し、かつ、居住している方です。分譲マンション等は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合その他管理を行う団体で、耐震診断の実施の決議がなされているものです。
- ・耐震診断の内容について、戸建て住宅等にあつては、一般財団法人日本建築防災協会が定める方法で耐震診断を行ったです。分譲マンション等にあつては一般財団法人日本建築防災協会が定める方法で耐震診断を行ったもので、その診断が適正であるかどうかについて公的機関又はこれに準じる機関の判定を受けたものです。
- ・建築確認申請の内容と異なる建築をし、建築基準法、その他関係法令の違反が発覚した場合は本助成の対象とはなりません。
- ・町税を滞納されている方は本助成の対象とはなりません。

○耐震改修

- ・耐震改修については、三芳町既存住宅耐震化助成要綱（以下「要綱」という。）の対象となる戸建て住宅等、分譲マンション等で診断結果が安全でないとして診断されたものです。
- ・助成対象者は、耐震診断助成対象者と同様です。
- ・町税を滞納されている方は本助成の対象とはなりません。

○建替え

- ・建替えについては、要綱の対象となる戸建て住宅等で診断結果が安全でないとして診断されたものです。
- ・助成対象者は、戸建て住宅等を所有し、かつ、居住している方です。
- ・町税を滞納されている方は本助成の対象とはなりません。

○簡易耐震改修

- ・簡易耐震改修については、要綱の対象となる戸建て住宅等で診断結果が安全でないとして診断されたものであつて、耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを購入し、1階部分に設置を行う工事をいいます。
- ・助成対象者は、戸建て住宅等を所有し、かつ、居住している方です。
- ・町税を滞納されている方は本助成の対象とはなりません。

2. 耐震診断、耐震改修、建替え、簡易耐震改修を行う者

○耐震診断・耐震補強及び建替え設計等の業務

- ・建築士事務所に所属している建築士とし、耐震補強設計、耐震改修及び建替え工事の監理がで

きる業者です。

○耐震改修・建替え・簡易耐震改修の工事

- ・耐震改修、建替え工事が施工できる建設業法に規定する建設業者です。ただし、簡易耐震改修の設置工事等については、この限りではありません。

3. 助成額

○耐震診断

- ・戸建て住宅等 耐震診断費用の 1/2 の額（1,000 円未満の端数切捨て）又は限度額 5 万円のいずれか少ない額
- ・分譲マンション等 1 棟につき、耐震診断費用の 1/2 の額（1,000 円未満の端数切捨て）、戸数に 2 万円を乗じた額又は限度額 100 万円のうち最も少ない額

○耐震改修

- ・戸建て住宅等 耐震改修に要した費用の 20/100 の額（1,000 円未満の端数切捨て）又は限度額 20 万円のいずれか少ない額
- ・分譲マンション等 1 棟につき、耐震改修に要した費用の 20/100 の額（1,000 円未満の端数切捨て）、戸数に 10 万円を乗じた額又は限度額 500 万円のうち最も少ない額

○建替え

- ・戸建て住宅等 建替えに要した費用の 20/100 の額（1,000 円未満の端数切捨て）又は限度額 20 万円のいずれか少ない額

○簡易耐震改修

- ・耐震シェルター 耐震シェルの購入及び設置に要した費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数切捨て）又は 20 万円のいずれか少ない額
- ・防災ベッド 防災ベッドの購入及び設置に要した費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数切捨て）又は 10 万円のいずれか少ない額

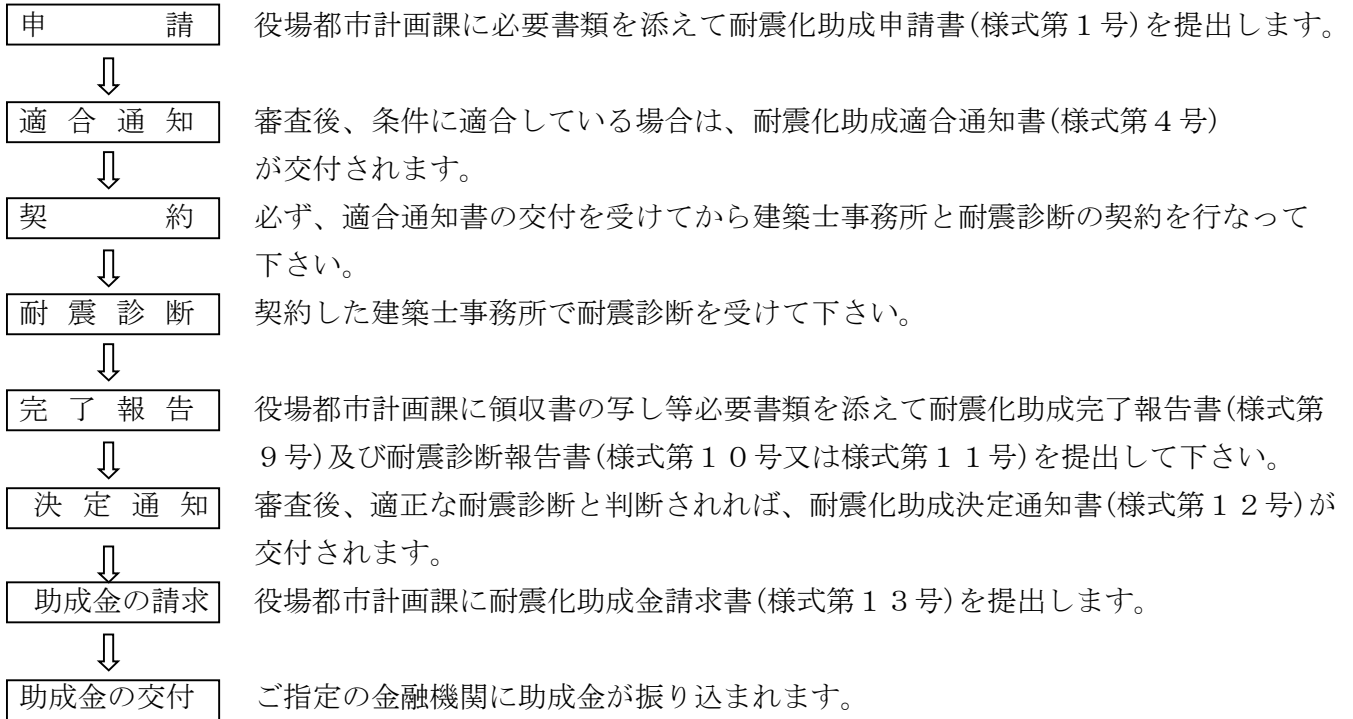
※詳細の要綱や各様式は、三芳町ホームページからダウンロードできます。

※お問い合わせは、都市計画課(開発建築担当)まで 電話 258-0019

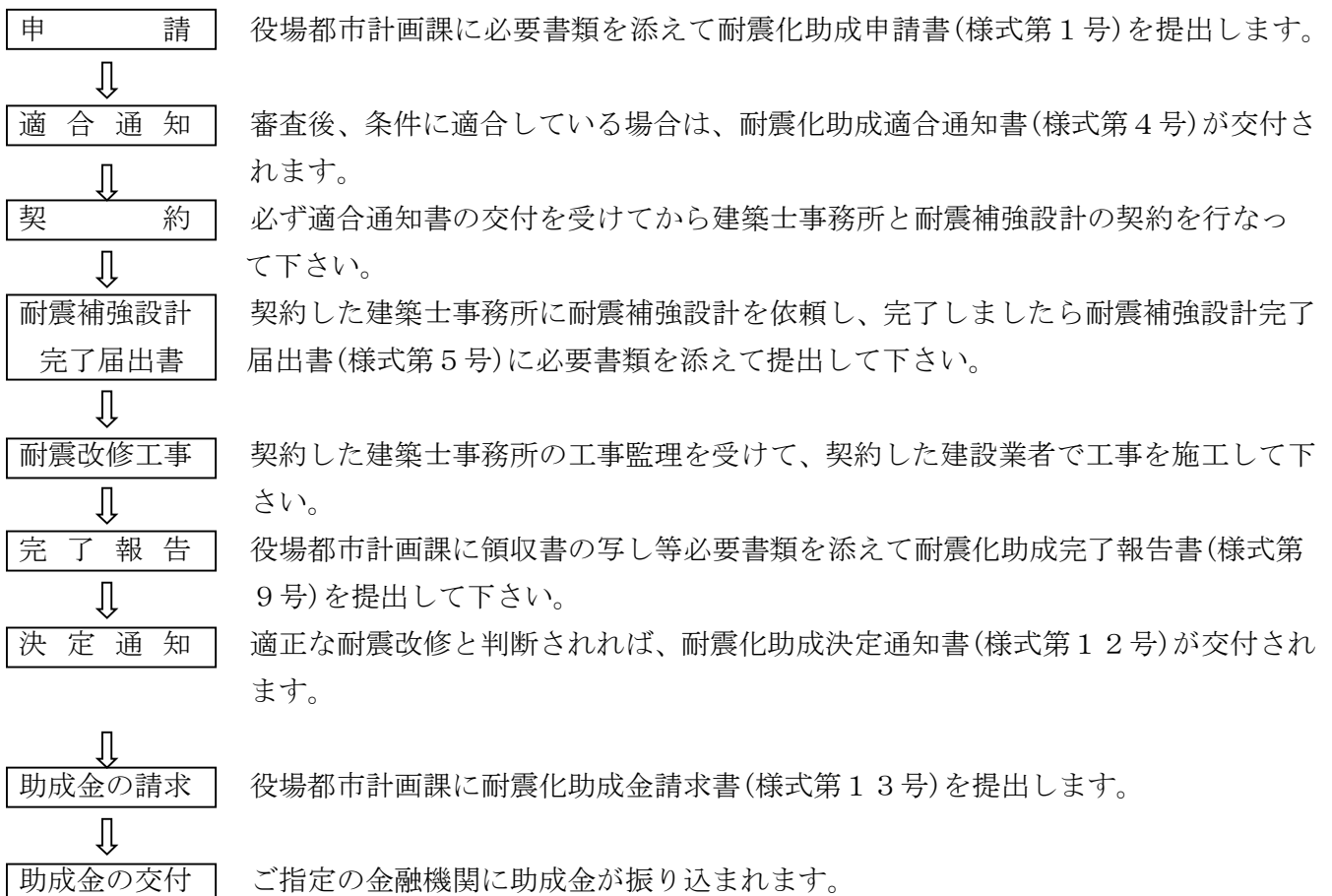
内線 236・237

耐震診断・改修助成金交付手続きのながれ

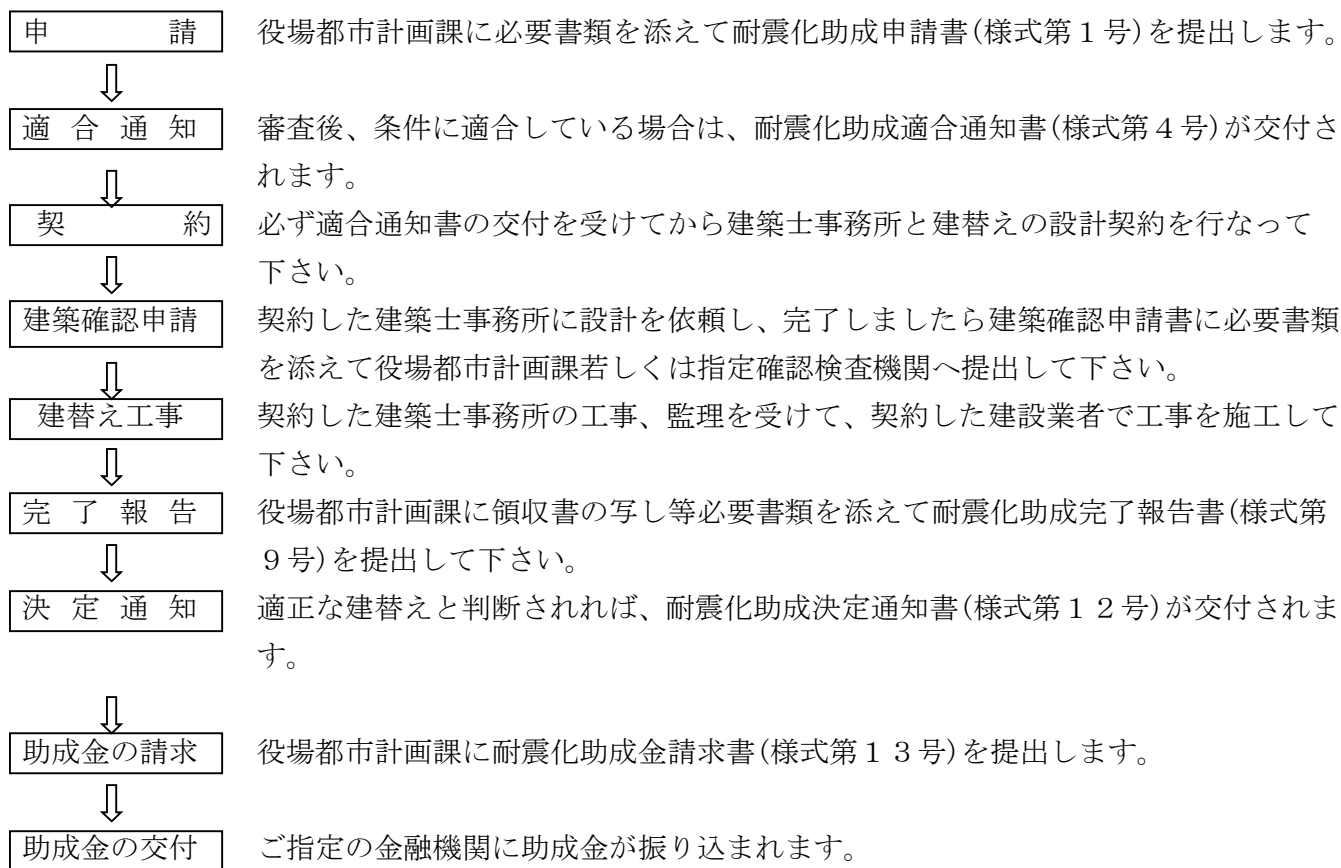
1. 耐震診断



2. 耐震改修



3. 建替え



4. 簡易耐震改修

